

各通院等乗降介助指定訪問介護事業所 管理者 様

近江八幡市 福祉子ども部 高齢福祉介護課長

通院等乗降介助の適用範囲について（通知）

平素は、本市の介護保険事業をはじめ、高齢者福祉の増進にご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、標記の件につきまして、下記の通りの Q & A を纏めましたので、通院等乗降介助の実施事業所に通知いたします。

記

質問	回答
大病院（総合医療センター等）の場合、通院等乗降介助の適用範囲は、総合受付までとなるのか、各診療科受付までとなるのか、どちらが適用されるのか。	算定基準*では、通院先での受診等の手続き、移動等の介助までが乗降介助の適用範囲となっている。各診療科の受付をもって受診等の手続きが完了となるため、各診療科の受付までが乗降介助の適用範囲となる。

※指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）別表 指定居宅サービス介護給付費単位数表 1 訪問介護費 注 4 抜粋

利用者に対して、通院等のため、指定訪問介護事業所の訪問介護員等が、自らの運転する車両への乗車又は降車の介助を行うとともに、併せて、乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先若しくは外出先での受診等の手続き、移動等の介助（以下「通院等乗降介助」という。）を行った場合に 1 回につき所定単位数を算定する。

高齢福祉介護課 認定給付グループ

T E L 0748-33-3511

F A X 0748-31-2037